

遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション」の概要

- 1 日 時 平成23年2月7日(土) 13:30~15:30
- 2 場 所 滝川市総合福祉センター 4階会議室
- 3 出席者 消費者 34名
- 4 内 容

■ 遺伝子組換え作物、GM条例について資料に基づき説明。

- 資料6ページにGM作物の開発を行っている企業の名前があるが、EUでは栽培されている国は少ない。以前ある企業が某国で自社開発品種を栽培させて、安全性が問題になったことがある。

EUでは、EU内の企業があるのに、なぜGM作物の栽培をしている国が少ないのか。

→ EUの消費者がGM作物を求めているのが一番の理由だと思う。

資料12ページにEUでの規制の枠組みの概要を載せているが、その中に「共存ガイドラインを公表」と書いてある。これは、GM作物の対応は加盟国が各々が決めることになっているという意味で、加盟国の足並みが揃っていないわけではない。背景には、対アメリカ、EU各国間の経済的問題があると考えられる。

- GM作物開発企業などが種子を独占したら、穀物の相場に企業が影響を及ぼすこともあるのだろうか。

→ 現在でも、大きなシェアがある企業があるが、いまのところ問題になっているとは聞いていない。資料20ページで反対派の意見を紹介したが、種子独占への不安は大きい。注意していく問題だと思う。

- 資料16ページの※で、種子のこぼれ落ちの話があった。国としてこぼれ落ち等の基準を作るべきだ。

→ カルタヘナ法では、輸送時の環境への影響も審査されることになっている。環境省や農水省は、港周辺でのGM作物と雑草の交雑の調査を続けている。

- TPP等の交渉が進めば、輸入農産物をもっと入ってくるかも知れない。EU並の基準が必要だ。

→ 道は、食品表示の意図せざる混入の免除の基準を5%以下ではなく、EU並の0.9%未満にするよう国に要望している。

- 資料11ページに、上位3品目以外、重量が5%未満の場合には表示義務が免除とあるが、5%未満とは何を根拠に決めたのか。

→ 上位3品目、重量が5%という線引きは、遺伝子組換え食品以外にも食品表示に係る基準に度々出てくるので、それらの基準と合わせたのではないかと。最近、昆布巻き、黒糖の原料原産地表示の義務化に向けて消費者庁で動いているが、その手続きの中にWTOへの通報というものがある。基準制定には国際的な考慮も必要である。

- 資料19ページに、トウモロコシにバイオエタノールに関係する α -アミラーゼ産生があるものが承認されたとあるが、食品に関係ない。
 - 食品として直接は関係ないが、例えば、バイオエタノールの搾りかすが飼料として入ってくるなどが考えられる。

- 8ページに、国際貢献が期待される不良環境耐性農作物の開発とあるが、本当に日本の研究が期待されているのか。期待されることがはっきりしてから使うべき言葉だ。
 - この資料は、研究推進方針の検討会の資料を抜粋したものであり、広く世界では、不良環境耐性農作物が環境浄化に役に立つという期待があるという意味だろう。